



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社戸上電機製作所
代 表 者 代表取締役社長 戸上 信一
(コード：6643 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
管理本部長 仁部 和浩
(TEL：0952-24-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第147期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 不統一行使に関する事前通知書をインターネットによる通知を可能とすべく、当該内容を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の不統一行使および代理行使)</p> <p>第 18 条 議決権の不統一行使については次の定めによるものとする。</p> <p>(1) 株式を他人のために所有することを理由とするものでなければならない。</p> <p>(2) 議決権を不統一行使する旨の通知書には、株式を他人のために所有することおよび株式数を明らかにする書面を添付しなければならない。</p> <p>2. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>3. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(附則)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(議決権の不統一行使および代理行使)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 議決権を不統一行使する旨の通知書には、株式を他人のために所有することおよび株式数を明らかにしなければならない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明して、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 今後の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月29日（予定）

以 上